

各市町村保育主管課長 殿

愛知県福祉局子育て支援課長
(公 印 省 略)

令和5年度愛知県保育士等キャリアアップ研修の開催について（通知）

本県では、「令和5年度愛知県保育士等キャリアアップ研修」（以下、本研修といいます。）を株式会社東京リーガルマインドに委託し、別紙1のとおり実施します。

つきましては、6月12日（月）から受講申込を開始しますので、貴管内の施設型給付及び地域型保育給付費の対象となる施設・事業者に対し周知していただきますようお願いいたします。

1 申込方法

本研修の受講を希望する方は、令和5年度愛知県保育士等キャリアアップ研修事務局（株式会社東京リーガルマインド）の専用ページより「令和5年度愛知県保育士等キャリアアップ研修お申込フォーム」を開き、必要事項を入力して申し込んでください。

専用ページのホームページアドレス等は以下のとおりです。

【申込先について】

- 令和5年度愛知県保育士等キャリアアップ研修事務局
（株式会社東京リーガルマインド 福祉支援本部内）
- 愛知県保育士等キャリアアップ研修 専用ページ
<https://public.lec-jp.com/hoikushi-aichi/>
- 問い合わせ先
電話番号 03-5913-6225（平日9時～17時）
メー ル aichi-hoiku@lec-jp.com

2 申込期間

6月12日（月）から7月14日（金）まで。（先着順ではありません。）

受講希望者が定員（7分野合計9,000名）を超過した場合の受講の可否については、本研修の趣旨に照らし、先着順とはせず、選考の上決定します。

なお、受講決定通知は7月末頃に送付予定です。

3 eラーニング（オンライン、オンデマンド形式）について

本研修は、研修受講期間内（8月9日（水）～12月8日（金）の予定）に、インターネットを

通じて配信される研修動画を視聴する、いわゆる「オンデマンド形式」により実施します。

受講に必要なインターネット環境があれば、自宅等でも受講可能です。

受講環境については、専用ページを参照してください。

4 その他

(1) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について

本研修は、処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する研修です。参考資料のとおり、研修修了要件は令和5年度から段階的に適用が開始されていますので、計画的に研修を受講してください。

(2) 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の対象外となる研修について

本研修のうち、「乳児保育分野」は、幼稚園では処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の対象外です。また「マネジメント分野」は副主任保育士または中核リーダーのみが対象となり、専門リーダー、職務分野別リーダー及び若手リーダーでは対象外です。

なお、保育士等キャリアアップ研修のうち「保育実践分野」は処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の対象外です。(本研修では保育実践分野は開催しません。)

研修修了要件については「愛知県における処遇改善加算Ⅱの研修修了要件の取扱方針」を子育て支援課のHPに掲載しています。詳細は取扱方針を参照してください。

(3) 複数分野の受講及び受講対象者について

本研修は、複数分野の研修を同時に受講可能ですが、定員に限りがあるため、処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件を満たすために必要な分野以上の受講申込はご遠慮ください。(1人あたり、最大4分野までの申込としてください。)

また、処遇改善等加算Ⅱを取得しない方も受講可能ですが、定員を超過した場合は、愛知県内の施設に勤務する処遇改善等加算Ⅱの対象者を優先します。

(4) 保育士等キャリアアップ研修（指定申請分）について

愛知県では、本研修とは別に、キャリアアップ研修の開催を希望する研修実施機関の申請に基づき指定を行っています。

指定申請分の保育士等キャリアアップ研修も、処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当します。

令和5年度の指定状況は別紙2のとおりです。最新の指定状況は随時、子育て支援課のHPに掲載しています。

担 当 施設指導グループ（加藤）

電 話 052-954-6636（ダイヤルイン）

メー ル kosodate@pref.aichi.lg.jp

令和5年度愛知県保育士等キャリアアップ研修

1 目的

保育現場におけるリーダー的職員を育成する研修を実施し、保育士等のキャリアアップ及び処遇改善に繋げることを目的とする。また、オンラインで実施することにより、より受講しやすい環境を提供することで、受講機会を確保する。

2 研修実施主体

愛知県（業務委託先：株式会社東京リーガルマインド）

3 受講方法

eラーニング（オンライン、オンデマンド形式）

4 受講料

無料（研修テキストを含む）

研修テキストは研修サイトよりダウンロードしてください。

5 受講申込期間

令和5年6月12日（月）から7月14日（金）まで。（先着順ではありません。）

原則として再募集はありませんが、申込者数が定員に達しなかったときは再募集をすることがあります。

6 研修受講スケジュール

（1）受講決定通知 令和5年7月末

（2）研修受講期間 令和5年8月9日（水）から12月8日（金）まで

（3）修了証の交付 受講を完了した月の翌月末日（予定）

7 研修分野、対象者及び定員等

	研修分野	対象者 (愛知県内の施設に勤務する者を優先)	定員	研修時間
①	乳児保育	副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー、中核リーダー及び若手リーダーとして発令を受ける者及び発令が見込まれる方	1,600人	15時間
②	幼児教育		1,350人	15時間
③	障害児保育		1,350人	15時間
④	食育・アレルギー対応		1,300人	15時間
⑤	保健衛生・安全対策		1,100人	15時間
⑥	保護者支援・子育て支援		1,300人	15時間
⑦	マネジメント	副主任保育士、中核リーダーとして発令を受ける者及び発令が見込まれる方	1,000人	15時間
定員数合計			9,000人	

※ 対象者以外も申込可能ですが、定員超過の場合は対象者を優先します。

令和5年度（2023年度）愛知県 保育士等キャリアアップ研修 指定申請一覧表（令和5年6月8日現在）

研修実施機関番号	研修実施機関名	研修種別	受講定員(合計)	受付開始予定日	研修実施予定日	電話番号	ホームページ	備考
03	公益社団法人大谷保育協会	3 障害児保育 6 保護者支援・子育て支援	50名	令和5年4月1日	令和5年5月27日から 令和5年7月23日まで	075-371-9207	http://www.shinsyuhoku.jp/	・保育心理士資格取得講座として開講 ・集合研修（研修会場：同朋大学）
04	あいち保育研究所	1 乳児保育 2 幼児教育 3 障害児保育 4 食育・アレルギー対応 5 保健衛生・安全対策 6 保護者支援・子育て支援 7 マネジメント	400名	令和5年5月15日	令和5年6月24日から 令和5年12月26日まで	080-3611-1276	http://research2009.stars.ne.jp/	・オンライン研修（Zoomを使用）
05	一般社団法人愛知県私立保育園連盟	6 保護者支援・子育て支援	1,000名	令和5年7月1日	令和5年7月1日から 令和6年2月28日まで	052-324-4800	http://aichishihoren.net/	・愛知県私立保育園連盟又は愛知民間保育協議会の加盟園のみ受講可能。 ・オンライン研修（オンデマンド形式）
08	特定非営利活動法人すずらんチャイルドケア	1 乳児保育 2 幼児教育 3 障害児保育 4 食育・アレルギー対応 5 保健衛生・安全対策 6 保護者支援・子育て支援 7 マネジメント	1,440名	令和5年6月1日	令和5年10月1日から 令和6年3月3日まで	0465-87-7649	https://www.suzu-lan-port.com	・オンライン研修（Zoomとオンデマンド形式の併用）
10	一般社団法人日本保育チームマネジメント協会	6 保護者支援・子育て支援 7 マネジメント	100名	令和5年5月14日	令和5年5月14日から 令和6年2月29日まで	076-216-8026	https://jetma.or.jp	・オンライン研修（オンデマンド形式）
11	一般社団法人保育のデザインアドバンス	1 乳児保育 2 幼児教育 3 障害児保育 4 食育・アレルギー対応 5 保健衛生・安全対策 6 保護者支援・子育て支援 7 マネジメント 8 保育実践	8,000名	令和5年5月23日	令和5年5月23日から 令和6年2月22日まで	0466-90-3952	https://hoiku-design.co.jp/adv/	・オンライン研修（オンデマンド形式）
12	一般社団法人保育ICT advance	1 乳児保育 2 幼児教育 3 障害児保育 4 食育・アレルギー対応 5 保健衛生・安全対策 6 保護者支援・子育て支援 7 マネジメント 8 保育実践	4,800名	前期 令和5年6月1日 後期 令和5年10月1日	前期 令和5年6月1日から 令和5年9月29日まで 後期 令和5年10月1日から 令和6年3月1日まで	080-4979-3796	https://hoiku-ictadvance.org	・オンライン研修（オンデマンド形式）

※指定申請の研修は研修実施機関の自主事業として行うものであり、愛知県が委託したものではありません。

※研修の詳細（受講申込方法、受講料等）については、研修実施機関にお問い合わせください。

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ に係る研修修了要件について（通知）」

改正概要

令和3年9月

処遇改善等加算Ⅱの賃金改善対象者に係る研修修了要件について

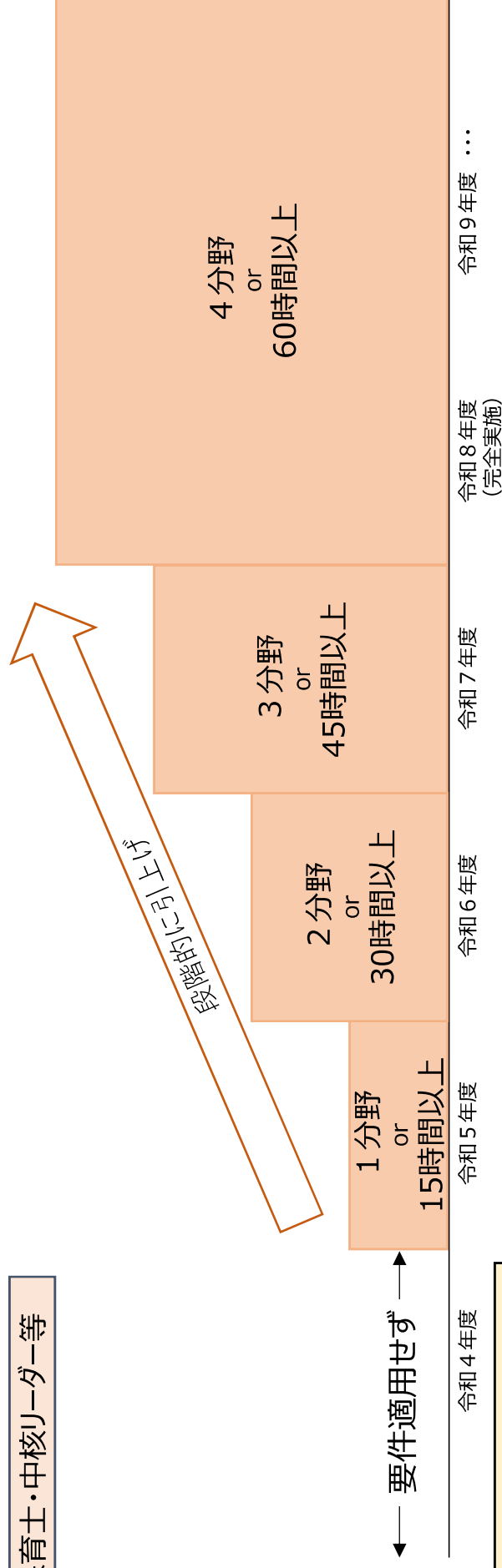
		保育所等	幼稚園	認定こども園
研修要件	副主任保育士、中核リーダー、専門リーダー	4分野以上の研修の修了 ※副主任保育士についてはマネジメント分野の研修を含むことが必要	計60時間以上の研修の修了 ※中核リーダーは15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要	計60時間以上の研修の修了 ※中核リーダーは15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要
	職務分野別リーダー、若手リーダー	担当する1分野の研修の修了	計15時間以上の研修の修了 ※担当する職務分野に対応する研修を含むことが必要	計15時間以上の研修の修了 ※担当する職務分野に対応する研修を含むことが必要
研修内容等	研修実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県の指定を受けた機関※ ※市町村、指定保育士養成施設、保育に関する研修の実績のある非営利団体に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。） 幼稚園関係団体、認定こども園関係団体のうち都道府県が適当と認める者 大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、免許状更新講習開設者等 その他都道府県が適当と認める者 園内研修を実施する幼稚園・認定こども園 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。） 認定こども園関係団体、幼稚園関係団体、保育関係団体のうち都道府県が適当と認める者 大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、免許状更新講習開設者等 その他都道府県が適当と認める者 園内研修を実施する認定こども園・幼稚園
	対象となる研修内容	保育所等キャリアアップ研修として実施する以下の分野に係る研修 ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援、⑦マネジメント ※研修時間は各分野15時間以上	幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修
	研修修了状況の確認方法	加算認定自治体（注）において、保育士等キャリアアップ研修の修了証により研修の修了状況を確認	加算認定自治体（注）において、各施設が作成する研修受講履歴等により研修の内容及び修了状況を確認	加算認定自治体（注）において、各施設が作成する研修受講履歴等により研修の内容及び修了状況を確認

（注） 都道府県、指定都市、中核市及び都道府県との協議により処遇改善等加算に係る事務を行う市町村

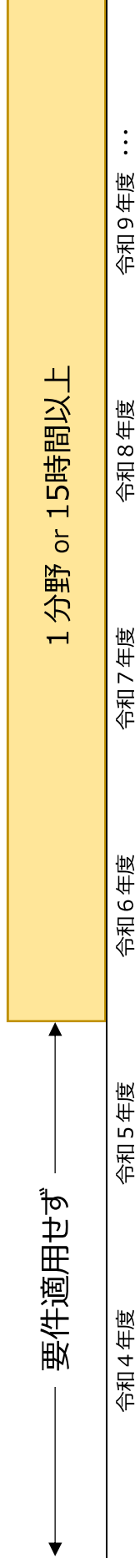
1. 研修修了要件の取扱い

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わない。
- 研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することし、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とする。
- 副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）とし、令和6年度以降、毎年度1分野（15時間以上）ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。

副主任保育士・中核リーダー等



職務分野別リーダー・若手リーダー



※副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保したうえで、副主任保育士等に係る加算額を配分して賃金の改善を行う職務分野別リーダー等についても、令和6年度以降は、1分野（15時間）以上の研修修了が必要

2. 研修実施主体としての認定に関する事務の一本化（幼稚園・認定こども園）

○幼稚園又は認定こども園に係る研修の実施主体としての認定に関する事務については、加算認定自治体（注）が行っているが、研修実施主体としての認定を行っていない加算認定自治体（注）が令和2年度末時点で、6割を超えているなど、研修機会の提供に係る体制整備が進んでいない状況にある。

（注） 都道府県、指定都市、中核市及び都道府県との協議により処遇改善等加算に係る事務を行う市町村（特定市町村）

○同一都道府県内に所在する市町村ごとに認定状況が異なることがないようにするとともに、関係団体による申請手続の簡素化を図ることで研修実施体制を早急に整備する等の観点から、令和4年度より、研修の実施主体としての認定に関する事務について都道府県に一本化して実施する。

改正前（令和3年度まで）

研修実施主体の認定事務	認定の効力
① 都道府県以外の加算認定自治体（指定都市、中核市、特定市町村）	認定した市町村に所在する幼稚園・認定こども園の研修実施主体として認定
② 都道府県	指定都市、中核市、特定市町村以外の市町村に所在する幼稚園・認定こども園の研修実施主体として認定

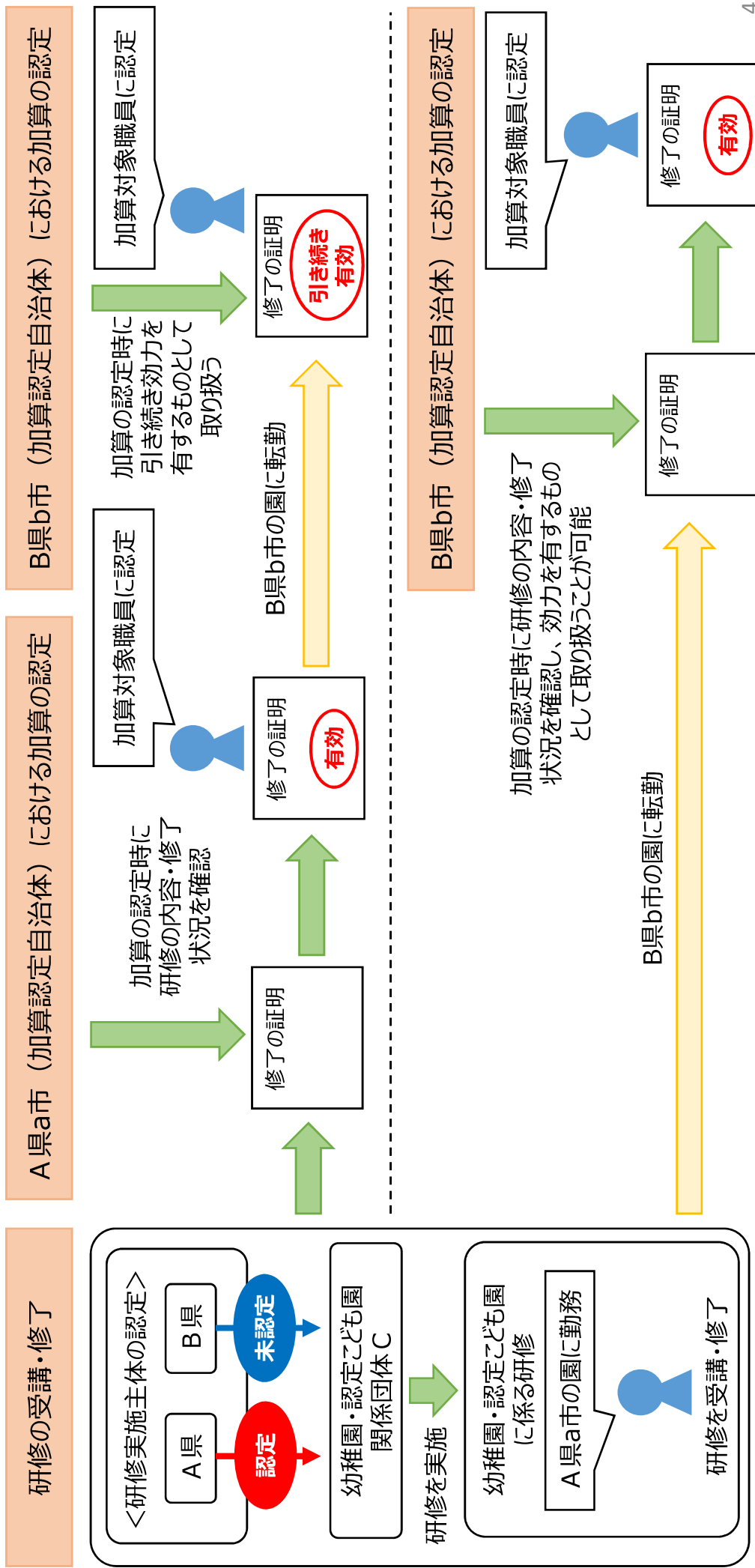


改正後（令和4年度以降）

研修実施主体の認定事務	認定の効力
都道府県に一本化	<p>都道府県に所在する幼稚園・認定こども園の研修実施主体として認定</p> <p>※令和3年度までに都道府県以外の加算認定自治体に研修実施主体として認定された主体（改正前①）が、都道府県から認定されていない場合は、当該認定は、引き続き改正前①の扱いとする</p> <p>※令和3年度までに都道府県が認定した主体（改正前②）の場合、改めでの認定は不要</p>

3. 研修修了の証明の取扱いについての明確化（幼稚園・認定こども園）

- 加算認定自治体により加算に係る研修を修了していることが確認された研修修了の証明については、他の加算認定自治体においても引き続き効力を有するものとして取り扱う。
- 加算に係る研修を修了していることの確認を受けていない研修修了の証明が、当該証明を発行した者を研修実施主体として認めていない都道府県又は当該都道府県の管内の加算認定自治体に提出された場合についても、加算に係る研修を修了したことを加算認定自治体において確認することにより、効力を有するものとして取り扱うことが可能。



愛知県における処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の取扱方針について (保育所・地域型保育事業所用)

2023年1月24日 制定

愛知県福祉局子育て支援課

※政令指定都市・中核市所在の施設は、市の取扱いによる。

1. 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する研修

- (1) 保育士等キャリアアップ研修
- (2) 教員免許状更新講習（一定の条件を満たすものに限る）

なお、2017年度（平成29年度）以降に受講したのものとする。ただし、専門性の向上を図る制度の趣旨を踏まえ、最新の研修を積極的に受講すること。

また、加算対象職員は、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける月の前月までに研修修了要件通知に定める研修を修了する必要がある。

2. 対象者及び修了すべき研修分野

- (1) 保育士等キャリアアップ研修

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別 リーダー
専門 分野 別 研 修	①乳児保育	専門分野別研修のうち、3以上の研修分野	専門分野別研修のうち、4以上の研修分野	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野
	②幼児教育			
	③障害児保育			
	④食育・アレルギー対応			
	⑤保健衛生・安全対策			
	⑥保護者支援・子育て支援			
マネジメント		必須	×（注1）	×（注1）
保育実践		×（注1）	×（注1）	×（注1）

（注1）2019年度（令和元年度）までの研修修了に限り、「専門分野別研修」として取り扱うことができる。ただし、他の専門分野別研修を1つ以上受講することが望ましい。

3. 旧免許状更新講習について

- (1) 幼稚園教諭免許状の更新講習

幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習（旧免許状更新講習）のうち、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の各分野の「ねらい」と「内容」を満たし、かつ、同一分野を15時間以上修了している場合は、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したものとみなす。（原則として「幼児教育」分野を修了したものとみなす。）

ただし、専門性の向上を図る制度の趣旨を踏まえ、保育士等キャリアアップ研修を積極的に受講すること。

4. 研修修了要件の確認方法（2023年度から段階的に必須化される。）

処遇改善等加算Ⅱの申請時に以下のものを添付すること。

- (1) 処遇改善等加算Ⅱ 研修受講歴一覧(保育所・地域型保育事業所用)(様式1)
- (2) 様式1に記載された加算対象職員の研修修了を証明する書類の写し(※)

※ 過年度の処遇改善等加算Ⅱの申請時に提出済のものは、再度添付する必要はない。

(研修修了を証明する書類の例)

ア 保育士等キャリアアップ研修

- ・ 保育士等キャリアアップ研修修了証

イ 旧免許状更新講習（幼稚園教諭免許状を更新したことが証明できる書類）

- ・ 大学等が発行する「更新講習修了（履修）証明書」
- ・ 教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」又は「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書」
- ・ 受講した更新講習の「ねらい」と「内容」が分かる書類（幼児教育分野を修了したとみなす場合は不要。）

5. その他

(1) 保育士等キャリアアップ研修について

厚生労働省「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(H29.4.1)に沿って、各都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）が実施する研修をいう。

なお、愛知県では以下の研修を実施している。

ア 「愛知県保育士等キャリアアップ研修」（愛知県知事名の修了証を交付）

イ 指定研修実施機関による保育士等キャリアアップ研修（指定研修実施機関代表者名の修了証を交付）

ア、イともに修了証の効力は同じであり、愛知県以外の都道府県で開催された保育士等キャリアアップ研修の修了証も有効である。

(2) 園内研修の取扱い

園内研修を受講した場合の取扱いについては、当面認めない。

(3) 取扱方針について

この方針は現時点のものであり、国通知・FAQ等により取扱いが変わる場合がある。

愛知県における処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の取扱方針について
(幼稚園・認定こども園(全類型)用)

2023年1月24日 制定

愛知県福祉局子育て支援課

※政令指定都市・中核市所在の施設は、市の取扱いによる。

1. 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する研修

以下の実施主体が実施する研修であって、教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの。

研修実施主体	対象となる研修
① 都道府県または市町村(教育委員会を含む)	2017年度(平成29年度)以降に受講し、受講実績が確認できるもの。
② 認定こども園関係団体、幼稚園関係団体又は保育関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者	
③ 大学等(大学、大学共同利用機関若しくは指定教員養成機関又は(独)教職員支援機構若しくは(独)国立特別支援教育総合研究所をいう。)	
④ その他都道府県が適当と認めた者	
⑤ 園内における研修を企画・実施する認定こども園又は幼稚園	

なお、2017年度(平成29年度)以降に受講したものとする。ただし、専門性の向上を図る制度の趣旨を踏まえ、最新の園外研修を積極的に受講すること。

また、加算対象職員は、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける月の前月までに研修修了要件通知に定める研修を修了する必要がある。

2. 対象者及び修了すべき研修分野

研修分野	中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60時間以上	60時間以上	15時間以上
うちマネジメント分野の研修	15時間以上【必須】	—	—
うち園内研修	15時間以内可	15時間以内可	4時間以内可

3. 旧免許状更新講習・免許法認定講習・保育士等キャリアアップ研修について

下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した時間数とする。

なお、研修内容がマネジメント分野に該当することを確認できる場合は、該当時間分をマネジメント分野の研修を受講した時間数として扱う。

(1) 旧免許状更新講習（幼稚園教諭免許状を更新したことが証明できる書類）

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「更新講習修了（履修）証明書」	書類記載の時間数
教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」又は「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書」	30時間

(2) 免許法認定講習（いわゆる上進講習）

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」	取得単位数×講習時間

(3) 保育士等キャリアアップ研修

証明書の種類	研修時間
保育士等キャリアアップ研修修了証（※）	15時間

（※）有効となる保育士等キャリアアップ研修の研修分野は以下のとおり。

研修分野		中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
専門分野別研修	①乳児保育	△（注1）	△（注1）	△（注1）
	②幼児教育	○	○	○
	③障害児保育	○	○	○
	④食育・アレルギー対応	○	○	○
	⑤保健衛生・安全対策	○	○	○
	⑥保護者支援・子育て支援	○	○	○
マネジメント		○	×（注2）	×（注3）
保育実践		×（注3）	×（注3）	×（注3）

（注1）乳児保育は認定こども園に限り有効となる。（幼稚園は対象外。）

（注2）2021年度（令和3年度）までの研修修了に限り有効となる。

（注3）2019年度（令和元年度）までの研修修了に限り有効となる。

4. 研修修了要件の確認方法（2023年度から段階的に必須化される。）

処遇改善等加算Ⅱの申請時に以下のものを添付すること。

- (1) 処遇改善等加算Ⅱ 研修受講履歴総括表（幼稚園・認定こども園用）（様式2）
- (2) 処遇改善等加算Ⅱ 研修受講履歴一覧表（個人作成用）（様式3）
- (3) 様式3に記載された加算対象職員の研修修了を証明する書類の写し（※）

※ 過年度の処遇改善等加算Ⅱの申請時に提出済のものは、再度添付する必要はない。

(研修修了を証明する書類の例)

・ 管理簿

○ 管理簿の例 「研修ハンドブック」((公財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構/監修) 「保育士等キャリアアップ研修ハンドブック」(全国保育士会編)

- ・ 大学等が発行する「更新講習修了(履修)証明書」
- ・ 教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」又は「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」
- ・ 大学等が発行する「学力に関する証明書」
- ・ 保育士等キャリアアップ研修修了証
- ・ 都道府県や市町村(教育委員会を含む)が開催した研修の修了証等
- ・ 認定こども園関係団体、幼稚園関係団体又は保育関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者が開催した研修の修了証等(研修スタンプ(シール)等を含む)

(4) 園内研修実施状況報告書(様式4)及び添付書類(要件を満たすことが確認できる書類)
なお、(4)は園内研修を積算している施設のみとする。(園内研修については後述。)

5. その他

(1) 研修実施主体が研修の修了証明(修了証)を発行しない場合の取扱い等について

愛知県総合教育センターが実施する研修など、研修実施主体から研修の修了証明が発行されない場合は、修了証明の代わりに、加算対象職員が確実に研修を受講したことが分かる何らかの書類(例:研修の復命書、研修の受講決定通知、研修資料など)を添付すること。

また、研修の修了証明を紛失した場合は、研修実施主体に再交付を依頼すること。

(2) ②認定こども園関係団体、幼稚園関係団体又は保育関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者について

愛知県が現時点で適当と認めた団体は別紙のとおりである。最新の情報は愛知県子育て支援課のHPに掲載する。また、全国の認定状況は内閣府のHPにおいて公表されている。

全国団体等が認められている場合は同じ研修体系で実施する地区団体等の研修も対象となる。

また、認定年月日以前を含め、2017年度(平成29年度)以降に受講した研修が修了要件の対象となる。

(3) 園内研修(⑤園内における研修を企画・実施する認定こども園又は幼稚園)について

各施設が企画・実施する園内研修は、以下の要件を満たす場合に中核リーダー・専門リーダーは15時間以内、若手リーダーは4時間以内で含めることができる。

○ 園内研修の要件

- ・ 研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると加算認定自治体が認める者又は大学等に所属する者を講師として行うものであること。
- ・ 研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ・ 研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

園内研修を加算に係る研修とする場合は、処遇改善等加算Ⅱの申請時に「園内研修実施状況報告書」(様式4)及び添付書類(要件を満たすことが確認できる書類)を提出すること。

なお、園内研修の目的及び内容、講師の選定及び研修受講者について確認を行うため、追加書類を依頼することがある。

ただし、専門性の向上を図る制度の趣旨を踏まえ、研修修了要件として園内研修を使用することは最小限とし、積極的に園外研修を受講すること。

(4) 取扱方針について

この方針は現時点のものであり、国通知・FAQ等により取扱いが変わる場合がある。

別紙1

愛知県が適当と認めた研修実施主体の一覧表（5. その他（2）関係）

番号	研修実施主体	認定年月日	備考
1	公益財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構	令和2年9月8日	No.9と同一団体。(R3.6.28に一般財団法人に変更)
2	公益社団法人 愛知県私立幼稚園連盟	令和2年9月8日	
3	一般社団法人 日本カトリック学校連合会 日本カトリック幼児教育連盟	令和3年3月1日	2021年度より日本カトリック幼保連盟に名称変更
4	公益財団法人 幼少年教育研究所	令和3年11月16日	
5	特定非営利活動法人 全国認定こども園協会	令和4年2月18日	
6	公益社団法人 全国認定こども園研修研究機構	令和4年2月18日	
7	公益財団法人 日本幼年教育会	令和4年2月24日	
8	一般社団法人 日本カトリック学校連合会 日本カトリック幼保連盟及び21の地区団体(地区団体は別紙2のとおり)	令和4年4月11日	No.3と同一団体。地区団体も一括で指定。
9	一般財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構	令和4年4月14日	No.1と同一団体。(R3.6.28に一般財団法人に変更)

(注1) 全国団体等が認められている場合は、同じ研修体系で実施する地区団体等の研修も対象となる。

(注2) 指定年月日以前を含め、2017年度(平成29年度)以降に受講した研修が修了要件の対象となる。

(注3) 最新の認定状況については、愛知県子育て支援課のHPに掲載する。

別紙2 日本カトリック幼保連盟の地区団体

番号	日本カトリック幼保連盟 地区団体一覧
1	北海道カトリック幼保連盟
2	青森県カトリック幼稚園連盟
3	岩手県カトリック幼稚園連盟
4	宮城県カトリック幼稚園連盟
5	福島県カトリック幼保連盟
6	新潟教区カトリック幼保連盟
7	さいたま教区カトリック幼稚園連盟
8	東京教区カトリック幼保連盟
9	神奈川県カトリック保育連盟
10	長野県カトリック保育連盟
11	静岡県カトリック幼稚園連盟
12	名古屋教区カトリック幼児教育連盟
13	カトリック京都司教区保育連盟
14	大阪大司教区カトリック幼児教育協議会
15	広島教区幼保カトリック幼稚園連盟
16	カトリック高松司地区幼保連合会
17	カトリック福岡司地区幼児教育連盟
18	カトリック長崎大司教区幼保協会
19	大分教区カトリック幼保連盟
20	鹿児島地区カトリック幼保連盟
21	那覇地区カトリック幼保連盟